資料1

第3回愛知県海岸保全基本計画検討委員会資料

2025年1月16日
愛知県

愛知県
Aichi Prefectural Government

目次

1．計画検討の枠組み 2

2．第2回検討委員会の意見と対応 5

3．技術部会の検討結果の報告 8

（1）全体フロー ・・・ 9

（2）気候変動を踏まえた計画外力の設定（高潮） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

（3）気候変動を踏まえた計画外力の設定（津波） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

（4）気候変動を踏まえた必要天端高の算出結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

（5）防護水準・施設整備目標の設定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

4．渥美半島表浜海岸保全対策検討会の検討結果の報告 14

（1）全体フロー ・・・ 15

（2）気候変動による影響評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

（3）気候変動に対応した侵食対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

5．『海岸保全基本計画』の変更原案について 22

（1）海岸保全に関連する情勢変化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

（2）『海岸保全基本計画』の主な変更箇所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

6．今後の予定 40

1．計画検討の枠組み

1．計画検討の枠組（1）

第1回 愛知県海岸保全基本計画検討委員会【2023. 3. 30】

● 愛知県海岸保全基本計画検討委員会技術部会　～気候変動の影響を考慮した防護に関する技術的検討～

● 渥美半島表浜海岸保全対策検討会　～気候変動の影響を考慮した遠州灘沿岸の侵食対策検討～

第2回 愛知県海岸保全基本計画検討委員会

【2024. 2. 16】

・技術部会の検討状況の報告

・渥美半島表浜海岸保全対策検討会の検討状況の報告

・現行計画の評価と課題

● 愛知県海岸保全基本計画検討委員会技術部会　～気候変動の影響を考慮した防護に関する技術的検討～

● 渥美半島表浜海岸保全対策検討会　～気候変動の影響を考慮した遠州灘沿岸の侵食対策検討～

第3回 愛知県海岸保全基本計画検討委員会

【2025. 1. 16】

・技術部会の検討結果の報告

・渥美半島表浜海岸保全対策検討会の検討結果の報告

・『海岸保全基本計画』の変更原案について

※検討、調整の状況により、回数の変更があります。

【再掲】

1．計画検討の枠組(2)

◆【本会議】愛知県海岸保全基本計画検討委員会

〇愛知県の海岸保全基本計画(愛知県の変更計画(原案))についての意見聴取

〇防護、環境、利用の調和のとれた海岸保全のあり方について委員に意見を聴きながら作成

〇防護に関する新たな知見を反映

報　告

◆愛知県海岸保全基本計画検討委員会技術部会

〇上記、検討委員会の内部に設置

〇気候変動の影響を考慮した防護に関する技術的検討について意見聴取

・最新の海象データ等の整理(潮位算出、高潮推算、波浪推算)

・将来予測(潮位、高潮、波浪、津波)と対策検討

報　告

情報共有

◆渥美半島表浜海岸保全対策検討会

〇遠州灘沿岸侵食対策の具体的な方策検討

〇これまでの侵食対策事業の効果検証

〇将来予測を踏まえた今後の侵食対策検討

愛知県の変更原案の作成

・静岡県、三重県との調整

・関係市町村意見聴取

計 画 変 更

２．第2回検討委員会の意見と対応

2. 第2回検討委員会の意見と対応

愛知県

：三河湾・伊勢湾　：遠州灘　：両方

No	意見・確認事項	回答・対応方針	頁
1	砂浜幅 20mの確保ということで、確保していないところでモニタリングを実施していくとしているが、モニタリングの期間はどのくらいを検討しているのか。	まずは期間を定めずモニタリングを継続しながら、対策を実施する「順応的砂浜管理」を行う。継続的に対応方針を更新していくこととしており計画中に記載する。	遠州灘 第1章　P1-58
2	能登半島地震があって、堤防も津波によって相当影響を受けた。今回、津波外力についても改めてシミュレーションされる。この地域で発生する津波について検討するということか。 39cm を上がったということを踏まえて、検討をすることか。観光施設にも相当影響するので引き続き検討をお願いしたい。	気候変動の影響を考慮したシミュレーションを行い気候変動後の必要天端高を算出し段階的な整備を検討した。	三河湾・伊勢湾 第2章　P2-9 遠州灘 第1章　P2-2
3	港湾 BCP について、全国的に先進的な取組であり、継続的に実施し、回していかないといけない。	毎年、協議会、ワークショップ、訓練などを継続して実施しており、実効性を高めるように努めている。	三河湾・伊勢湾 第1章　P1-63
4	現行計画は平成 27 年に変更されたものであり、コロナ禍もあって、現在では社会の情勢やニーズは大きく変わっている。今回の見直しで、削ったほうがよい項目も出てくる可能性がある。	確認の上、社会情勢の変化やコロナ禍の海岸利用について記載する。	三河湾・伊勢湾 第1章 P1-64 遠州灘 第1章 P1-28
5	2022年の台風15号で発生したような流木処理が遠州灘で起こるとは予想外だった。 今後、気候変動による降水量の増大に伴い、同様の流木災害の頻発化・激甚化が想定される。海岸保全施設の防護機能確保、アカウミガメ上陸産卵の環境保全および海岸の良好な利用環境を保つため、漂着流木対策についても考慮をお願いする。	今回の実例も踏まえ、流木処理の事例や発生時に制度を活用して適切に対応してくことを計画に記載する。	三河湾・伊勢湾 第1章　P1-54 遠州灘 第1章 P1-31
6	湾内の水質について、キーワードに流入負荷軽減の取組が記載されている。水産の方から言うと、低減されすぎて生物再生産が非常に危うい状況にある。 アサリも2、3年前まで、栄養塩が低下する冬場になると餌不足で餓死し全滅していたが、矢作川浄化センターなどで窒素・リンを基準値上限まで増加放流する管理運転を実施してもらい、やっと生き残る状態になった。赤潮、青潮も以前に比べるとかなり規模も小さくなっている。表現の仕方を変えてほしい。	社会実験として、冬場に限って矢作川と豊川の浄化センターの窒素、リンを上限の 2 倍にして、その放流に努めている。 水質汚濁を低減するだけでなく、生物にとって良好な自然環境を保全・復元するといった記載に修正する。	三河湾・伊勢湾 第1章 P1-48～50

2. 第2回検討委員会の意見と対応

愛知県 Aichi Prefectural Government

：三河湾・伊勢湾　：遠州灘　：両方

No	意見・確認事項	回答・対応方針	頁
7	参考資料に COP15 の 30by30 が記載されている。達成するために、自分の所管の敷地内の自然を、自然共生サイトとして登録するという取組がある。 J-GBF（2030 生物多様性枠組実現日本会議）という枠組みがあり、国土交通省も入っているので、自然を守るための取組を確実に進めるため、枠組みを利用することも必要と思う。	生物多様性に対する取組については、近年の社会情勢の変化で取り上げた。生態系全体についての取組が出来ていなかった面がある。環境部局と連携しながら取り組んでいきたい。	三河湾・伊勢湾 第1章　P1-94 遠州灘 第1章　P1-61
8	粘り強い構造の堤防の樹種は将来キーポイントとなる可能性がある。人工物は壊れていくが、それに対して植樹したものは強化していく。組み合わせることで人工物だけでなく、防波堤として機能を果たせる可能性がある。将来、人工物をフォローする可能性があるため、早急に検討してほしい。生育に何十年もかかるので、何十年先を見て樹種の選定を検討してほしい。	遠州灘は保安林が海岸沿いにある。将来を見据えて樹種を選択すると記載する。	遠州灘 第1章　P1-41
9	東日本大震災の状況を見ると保安林では多分駄目である。保安林になっているところは、壊滅的な被害を受けているため、保安林プラスアルファとなるような植樹をした方がよい。 保安林は勝手に増えた木であり、保安林として機能するのか疑問であるが、植林したのものよりはよいのではと思う。	保安林と相乗効果が見込めるような樹種を選択することを記載する。	遠州灘 第1章　P1-41
10	今年度、景観計画を制定する予定である。町民も観光客も海岸を大事にする意見が多い。海岸景観に配慮した海岸保全施設の整備を進めているという中に、「積極的に進めていく」という文言を入れてほしい。 また、市町村が管理する海岸もあるが、厳しい財政状況にあるため、実際計画を実行していくにあたって「景観、海岸管理者である市町村の財政状況等、総合的な判断の中で進めていく」という記載を設けて配慮する表現があるとありがたい。	地元の意向を踏まえ、景観への配慮が必要な部分については今後も引き続き取り組んでいく。 市町管理の海岸における計画実行の部分については、総合的に判断するという記載とする。	三河湾・伊勢湾 第1章　P1-45
11	西尾市においても管理する漁港海岸の耐震化整備を進めているが、本市が管理する 6 漁港のうち耐震化に着手しているのは 1 つ目の漁港のみであり、その漁港でも約 35%しか進捗できておらず、管理するすべての漁港海岸の耐震化整備が完了するには数十年かかる現状である。 そのような中で、今後、気候変動の影響を考慮した新たな計画を進める場合において、整備にかかる期間と施設の耐用年数などを考慮し、過大とならないようにどれだけの気候変動を見込んで計画するのか、今後の検討課題であると認識している。	気候変動の影響による外力の変化、施設耐用年数、余裕高、背後地の重要度等を考慮して段階的な施設整備目標を設定した。 今後、上振れ、下振れしていく可能性もあることから、新たな知見が出てきた段階で随時計画を見直すこと等を記載する。	三河湾・伊勢湾 第2章　P2-2、83

３．技術部会の検討結果の報告

３．技術部会の検討結果の報告

（１）全体フロー

気候変動を踏まえた海岸保全基本計画変更までの流れ

凡例
- 検討済み
- 今回報告
- 今回検討

技術部会での検討範囲

現行計画の確認

↓

現状外力の算定※1
- 初期潮位
- 潮位偏差 ＜高潮推算＞
- 波浪 ＜波浪推算＞
- 津波外力

↓

将来外力の算定※2
- 初期潮位 ＜海面上昇量＞
- 潮位偏差 ＜高潮推算＞
- 波浪 ＜波浪推算＞
- 津波外力

↓

施設整備目標の設定

↓

海岸保全基本計画（変更原案）

※1「現状外力」とは気候変動の影響を考慮する前の外力
※2「将来外力」とは将来的な気候変動による影響を考慮した場合の外力

渥美半島表浜海岸保全対策検討会（表浜検討会）での検討範囲

砂浜侵食の影響（渥美半島（表浜））

↓

侵食対策の検討（渥美半島（表浜））

3．技術部会の検討結果の報告

（２）気候変動を踏まえた計画外力の設定（高潮）

〇気候変動の影響を考慮する前の現状の外力として、検討ケース１の外力の算定を行った。

〇気候変動の影響（2℃上昇シナリオにおける将来予測）を踏まえた将来的な計画外力として、検討ケース2の外力の算定を行った。

〇算出結果をもとに**防護水準・施設整備の最終目標は2100年の施設必要高**とする。

	概　要	潮位			波浪
		初期潮位	海面上昇量	潮位偏差	
現行計画	―	台風期 平均満潮位	―	伊勢湾台風規模の高潮偏差 （協議会値※1 or 1999年推算値）	2006年までの波浪推算による1/50波浪（2008）
検討ケース1※2 【ベース】 （現状評価）	**気候変動考慮前の必要施設高（外力）の算定**	朔望 平均満潮位	―	伊勢湾台風規模の 高潮シミュレーション （本検討）	2021年までの波浪推算による1/50波浪（本検討）
検討ケース2※2 （将来外力）	**現時点における将来的な最終目標とする必要施設高（外力）の算定**	朔望 平均満潮位	0.39m (2度上昇)	**新**伊勢湾台風規模※3の 高潮シミュレーション **※3気候変動による台風中心気圧低下を考慮** （本検討）	2021年程度までの波浪推算による1/50波浪に**気候変動による増分を考慮**（本検討）

※1協議会値：伊勢湾等高潮対策協議会事業計画基本方針の値（1959(S34)設定）
※2検討ケース１（現状評価）・検討ケース２（将来外力）ともに、最新地形条件として海図（2015年刊行、2020年補刷：海上保安庁）を用いた

■気候変動による外力変化イメージ

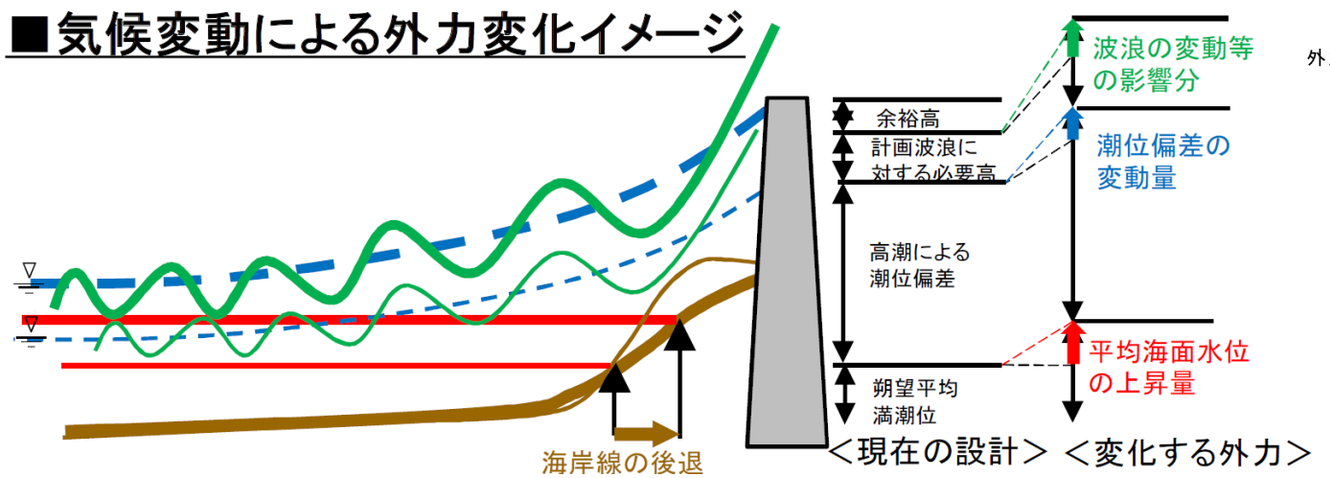

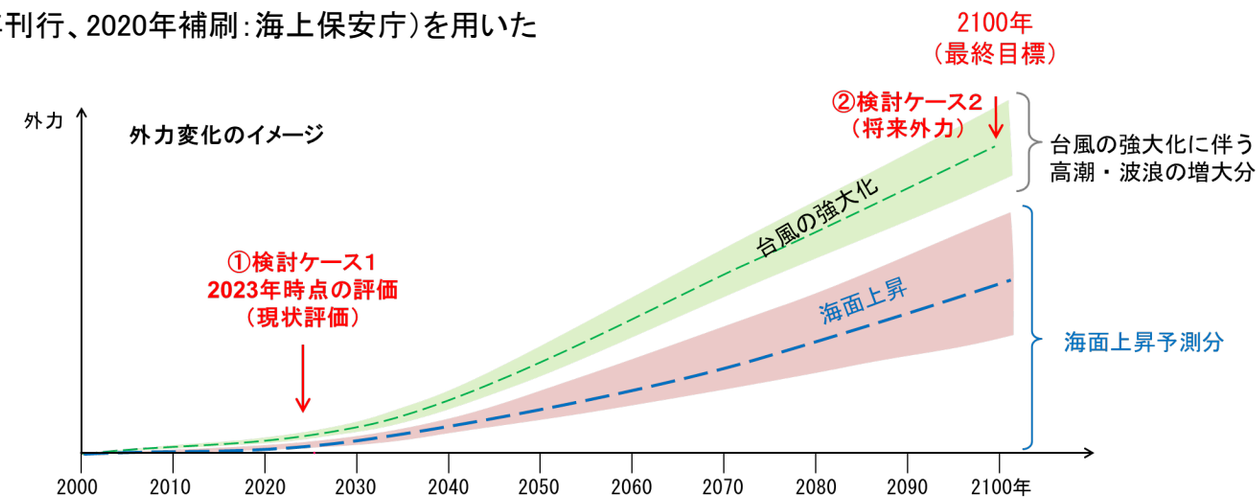

【気候変動の影響による外力の長期変化と整備目標】

３．技術部会の検討結果の報告

（３）気候変動を踏まえた計画外力の設定（津波）

○現行計画では、海岸保全施設等の整備をする上で想定する津波（設計津波の水位）として、「比較的発生頻度の高い津波（レベル１津波）」を対象としている。
○津波シミュレーションによるせりあがりを考慮した計算水位に地盤変動量をあらかじめ含んだ設計津波の水位を設定。
○津波による必要天端高＝設計津波の水位　とする。
○気候変動の影響は、初期潮位に海面上昇量0.39mを考慮した津波シミュレーションを実施する。
○気候変動前（現行計画と同条件）と気候変動後（海面上昇を考慮）の津波シミュレーションを実施し、各地点での水位上昇分（差分値）を算出し、現行計画の設計津波の水位に加算して評価する。

4. シミュレーションによる津波高さの算出

・地域海岸毎に防護ライン位置のせり上がり高の最大値を抽出し、これを地域海岸全体の設計津波の水位とすることを基本とする。ただし、以下の点に留意する。
①港湾区域内の埋立地内や平面的な地形特性により、津波が収斂して局所的にせり上がり高が高くなる場合には個別に対応するものとし、地域海岸の設計津波の水位には採用せず、次点のものを設計津波の水位に採用する。
②防波堤背後や防護ライン前面の埋立地により、同じ地域海岸内と比較してせり上がり高が変化する区間は設計津波の水位を個別に設定する。地域海岸を分けることも検討する

・津波が来襲時には、地震による広域地殻変動によって地盤及び堤防等施設が変動している。
そのため、必要堤防高の設定に用いる設計津波の水位は、計算水位に対して該当地点で想定される地殻変動量を予め含んだ値で定義する。

設計津波の水位（m）
＝　計算水位（せりあがり）（T.P.m）－地殻変動量(m)
（地殻変動量は、隆起を正、沈降を負とする）

※　隆起の場合は、地殻変動量は考慮しない。

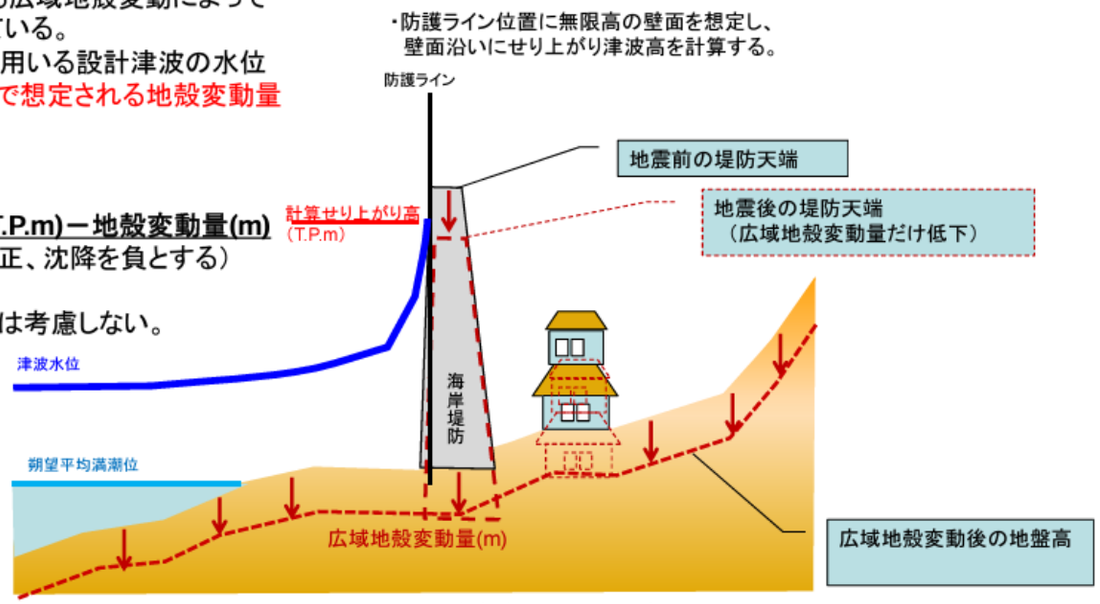

図4　シミュレーションによる設計津波の水位の設定に用いる津波高の算定イメージ

7

出典：第2回海岸保全基本計画検討委員会技術部会（平成26年11月21日開催）、資料2

３．技術部会の検討結果の報告

（４）気候変動を踏まえた必要天端高の算出結果

高潮と津波の
必要天端高のまとめ

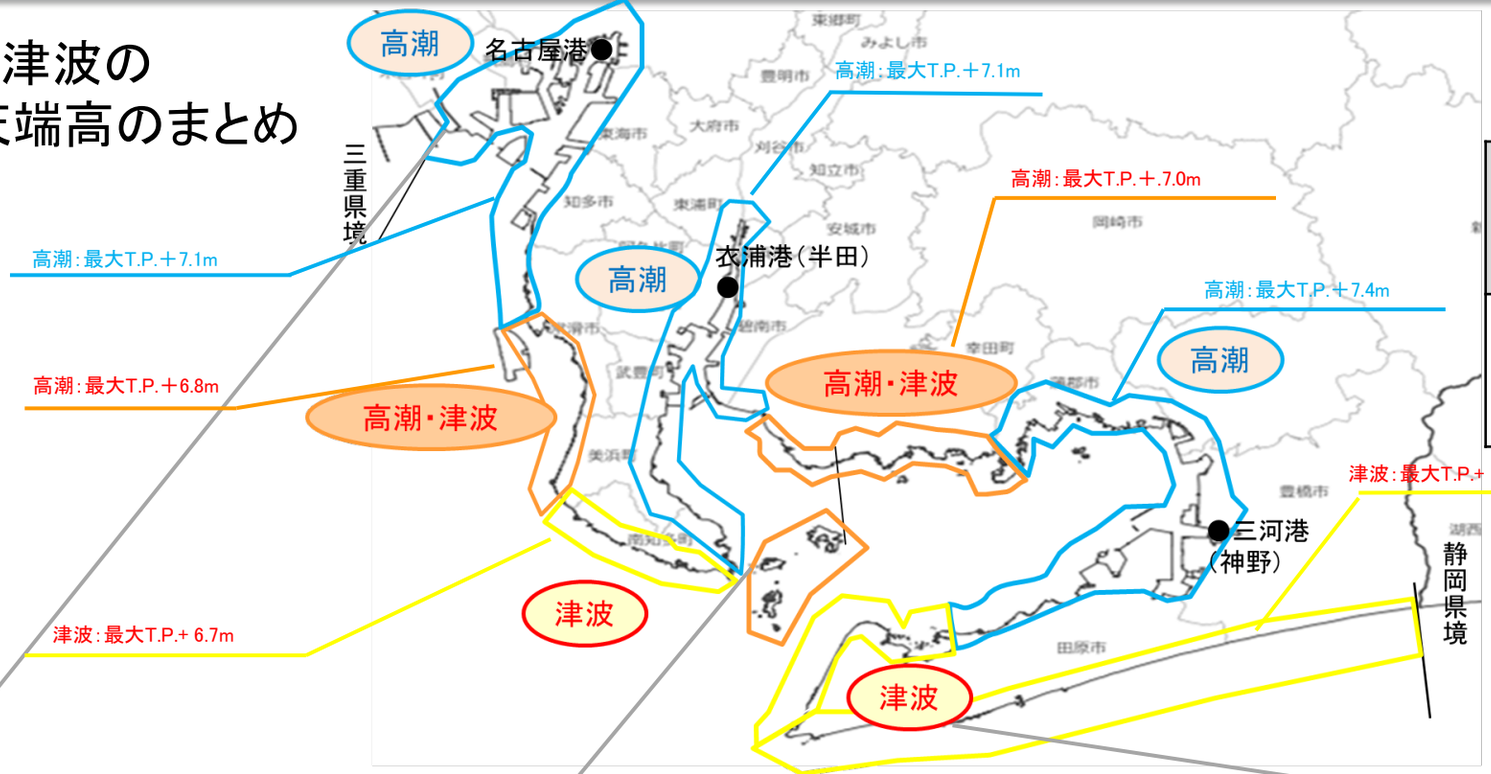

検討ケース2（将来外力）において
天端高が不足する延長の内訳（概算）

高潮	津波
約157km （全体の47%）	約53km （全体の16%）

愛知県における海岸保全施設（堤防等）の
整備延長：約335km

「津波」が卓越する可能性が高い地域
「高潮」が卓越する可能性が高い地域
「高潮」「津波」の両方が高い地域

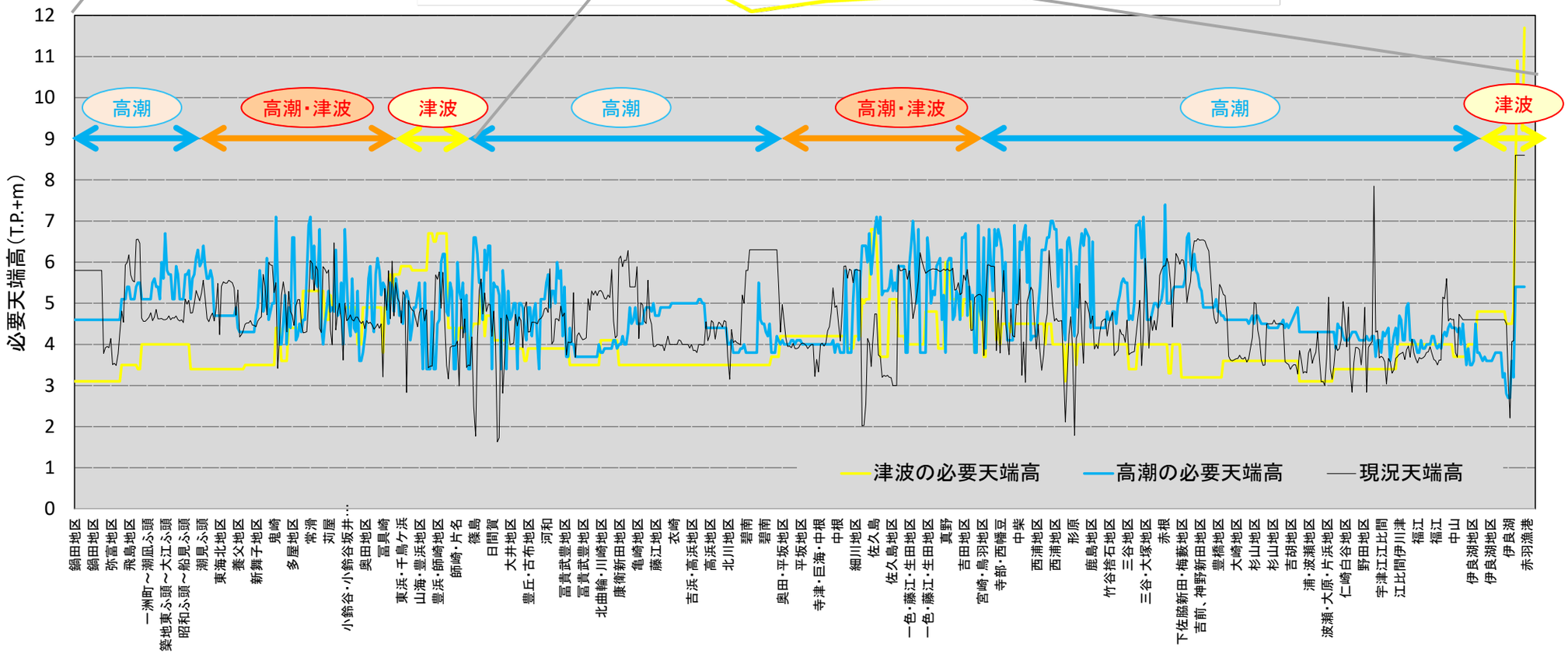

※地震による液状化沈下を考慮していない必要高さ。耐震対策の有無によって必要高さが異なることに留意。

３．技術部会の検討結果の報告

（５）防護水準・施設整備目標の設定

○ 代表エリアの現状評価の結果を踏まえ、すべての区間について施設整備目標を設定した。

・堤防・護岸等の高潮対策の施設整備目標は当面の施設天端高とする。

・堤防・護岸等の地震・津波対策の施設整備目標は当面は現状評価の高さを目標にし、整備完了後に最終目標を目指す。

・水門等の高潮、地震・津波対策の施設整備目標は最終目標の高さとする。

【施設整備目標の検討イメージ】

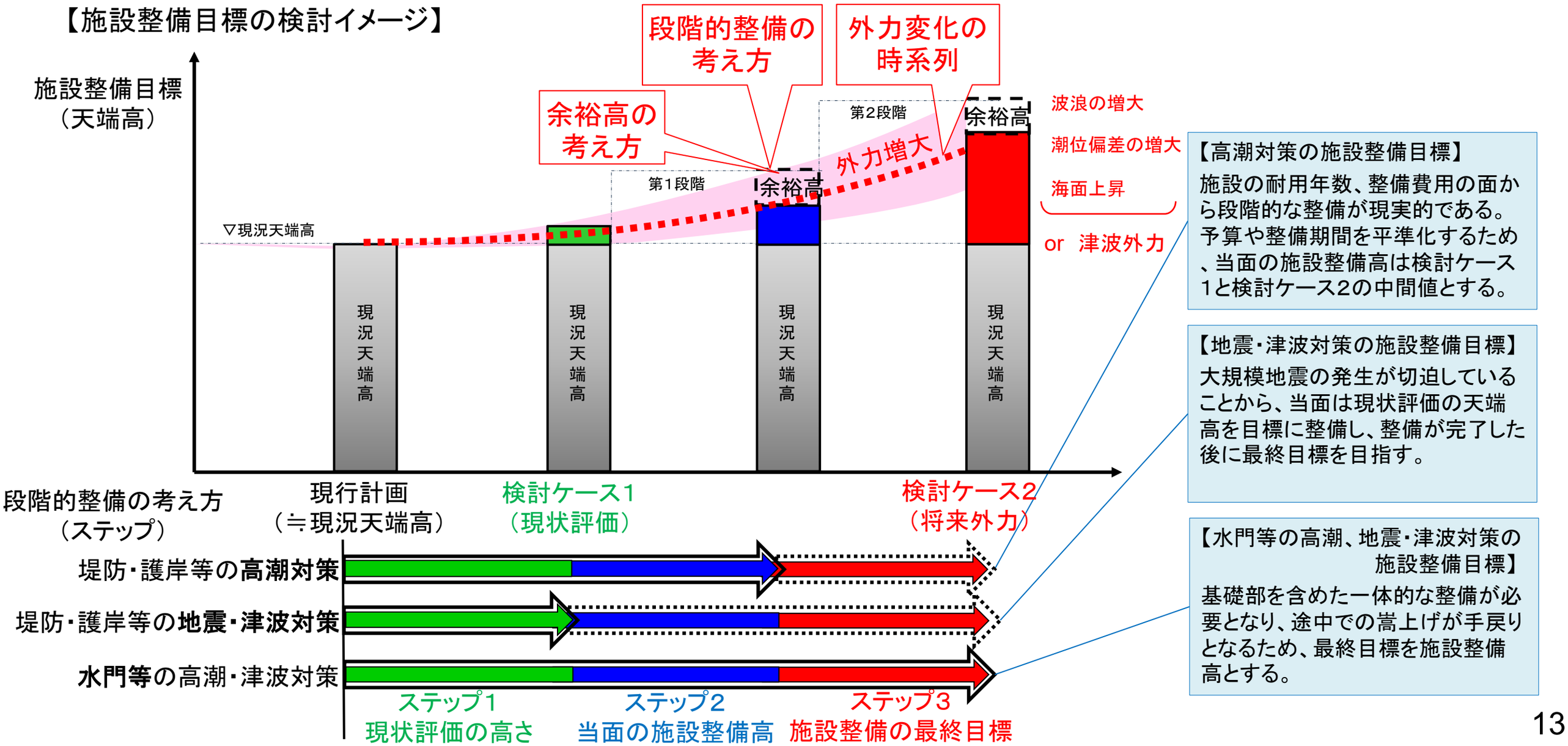

【高潮対策の施設整備目標】

施設の耐用年数、整備費用の面から段階的な整備が現実的である。予算や整備期間を平準化するため、当面の施設整備高は検討ケース1と検討ケース2の中間値とする。

【地震・津波対策の施設整備目標】

大規模地震の発生が切迫していることから、当面は現状評価の天端高を目標に整備し、整備が完了した後に最終目標を目指す。

【水門等の高潮、地震・津波対策の施設整備目標】

基礎部を含めた一体的な整備が必要となり、途中での嵩上げが手戻りとなるため、最終目標を施設整備高とする。

4. 渥美半島表浜海岸保全対策検討会の検討結果の報告

４．渥美半島表浜海岸保全対策検討会の検討結果の報告

（１）全体フロー

気候変動を踏まえた海岸保全基本計画変更までの流れ

凡例
- 検討済み
- 今回報告
- 今回検討

渥美半島表浜海岸保全対策検討会（2002～2009）

↓

現行計画（遠州灘沿岸海岸保全基本計画【2011.2追加版】）

表浜海岸保全対策検討会での検討範囲

- 現行計画の確認
- 表浜海岸の現況と保全対策の現時点評価
- 気候変動による影響評価
- 気候変動に対応した侵食対策

↓

遠州灘沿岸海岸保全基本計画（変更原案）

４．渥美半島表浜海岸保全対策検討会の検討結果の報告

（２）気候変動による影響評価

○気候変動の影響による砂浜地形変化に関する現況の知見

○「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方　提言、令和２年７月」によると、我が国の砂浜は、気候変動の影響による平均海面の上昇により、RCP2.6シナリオ（2度上昇シナリオ）で約6割、RCP8.5シナリオ（4度上昇シナリオ）では約8割が消失する可能性がある研究例があり、国土保全上の懸念があると記載されている。

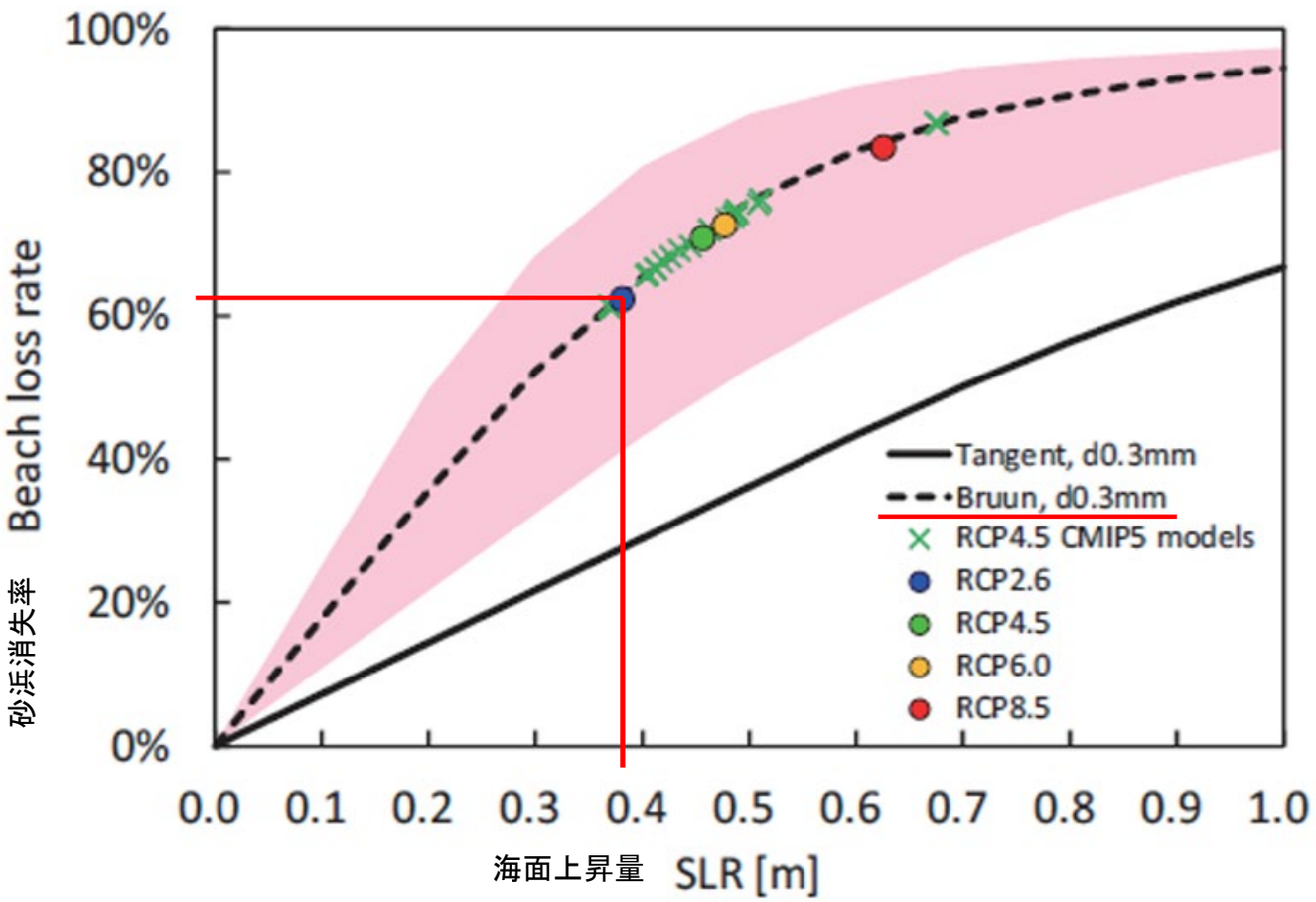

出典：Udo, K. and Y. Takeda (2017): Projections of future beach loss in Japan due to sea-level rise and uncertainties in projected beach loss, Coastal Engineering Journal, 59(2), 1740006-1-1740006-16

出典：須川・有働・三村・真野，海面上昇に伴う全国砂浜侵食量の推定，土木学会論文集B2(海岸工学)Vol.67，No2，2011

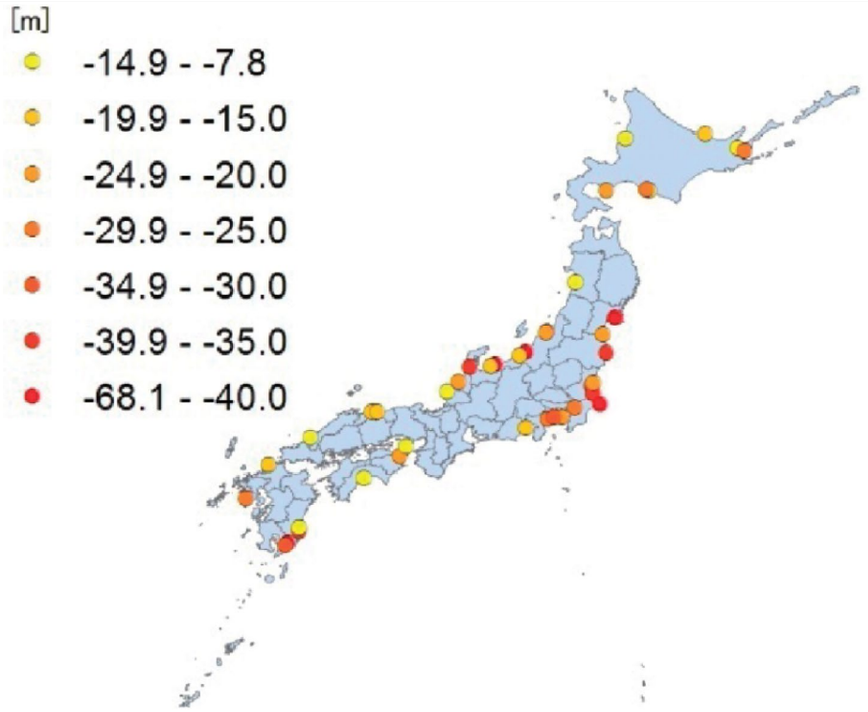

図-15　Bruun則による21世紀末の砂浜侵食量推定結果

（3）推定結果

Bruun則を用いて推定した21世紀末の日本全国の侵食量分布を図-15に示す．対象海岸における推定後退量は，7.8～68.1 mであった．粒径が小さい地点では侵食量が大きくなった．ここで推定対象とした海岸の平均侵食量は25 mで，対象海岸のうち半数以上の海岸で20 mをこえる汀線後退が推定された．ただし，侵食量は実際の砂浜幅

４．渥美半島表浜海岸保全対策検討会の検討結果の報告

（２）気候変動による影響評価

○将来の侵食予測

○第12回表浜海岸保全対策検討会においてBruun則、修正Bruun則の結果から、気候変動の影響により汀線が後退する傾向を確認した。
○気候変動の影響を受けても、沿岸漂砂を考慮することで浜幅が維持される場所があることを確認した。

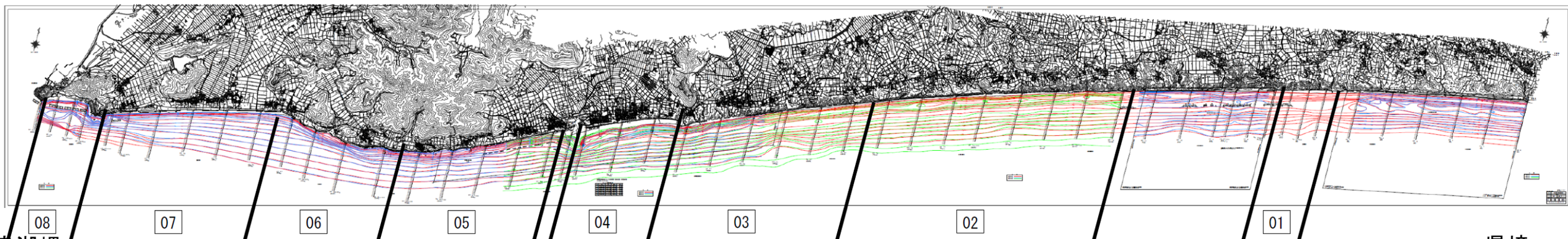

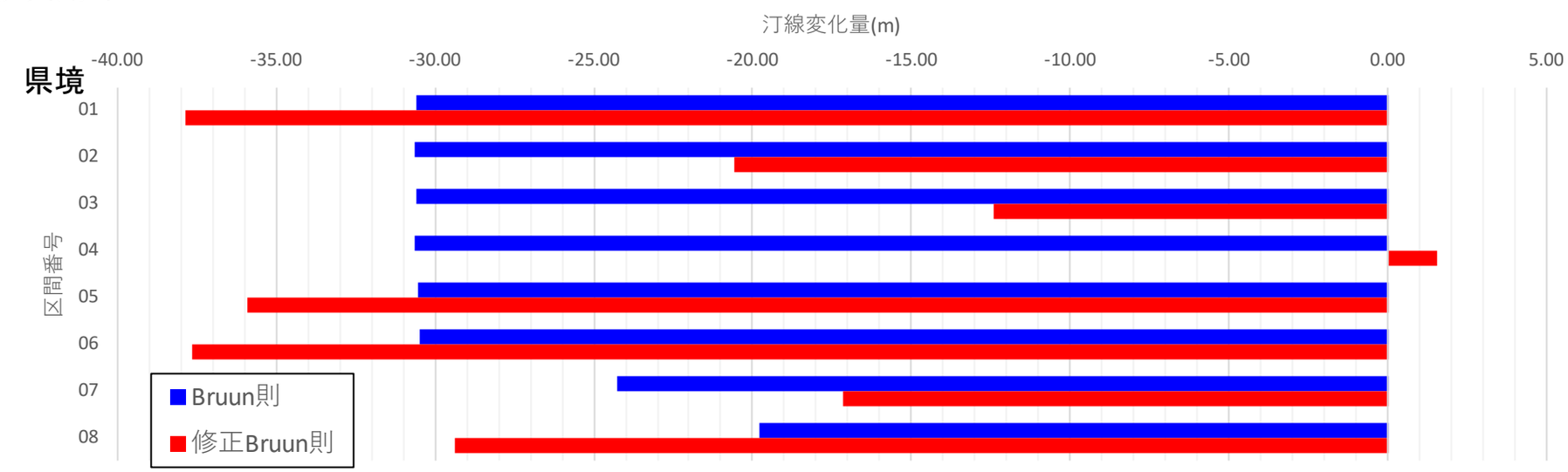

第12回渥美半島表浜海岸保全対策検討会にて提示

Bruun則、修正Bruun則算定条件

項目	設定値
対象範囲	表浜（県境～伊良湖岬）
地形条件	2005(H17).2深浅測量成果より、区間毎の平均断面を設定
海底勾配	T.P.0mから土砂移動限界水深付近T.P.-10mまでの勾配を算出
海浜断面係数	土砂移動限界水深付近（約T.P.-10m）で断面形状が近い値を設定
外力条件	年最大有義波高の平均値：6.47m 年最大有義波周期の平均値：12.04s 年平均有義波高1.33m 年平均有義波の周期：8.13s
有義波高の変化量	0m
海面上昇量	0.39m（2度上昇）
Φ,Vsink,Vsource（修正Bruun則のみ）	0
dQ/dy（修正Bruun則のみ）	渡邊らの論文に従い波浪変形計算＋沿岸漂砂量式から算定

Bruun則
岸沖方向の平衡断面を算定

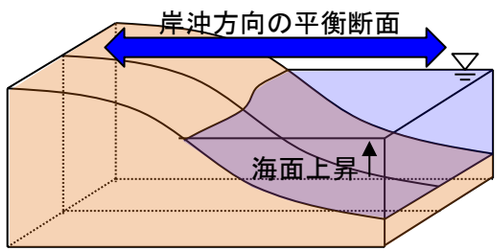

修正Bruun則
Brunn則に沿岸方向の漂砂を考慮

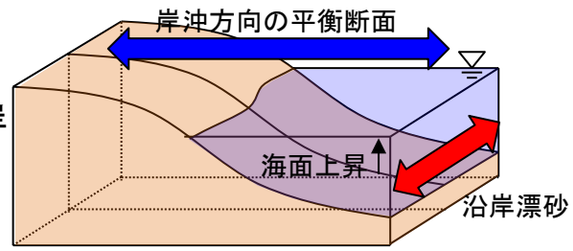

４．渥美半島表浜海岸保全対策検討会の検討結果の報告

（３）気候変動に対応した侵食対策

○モニタリング等を重視した順応的管理

○第12回、第13回渥美半島表浜海岸保全対策検討会での議論を踏まえて、遠州灘沿岸海岸保全基本計画における将来の気候変動を踏まえた海岸保全のあり方を示す必要がある。

⇒以下の内容を記載していく予定

・モニタリング等を重視した順応的砂浜管理

・気候変動に関する最新の知見を常に取り込み、継続的に対応方針を更新していく仕組みや体制を構築。

遠州灘沿岸海岸保全基本計画において記載を想定している具体な取り組み内容

	項目	取り組み内容	備考
P	対策立案	第1(2006)～10回(2009)にて等深線変化モデルを用いて潜堤再配置を計画	現基本計画に記載
D	潜堤再配置	2008年～2021年で実施	–
C	モニタリング	汀線・深浅測量、空中写真撮影、底質調査の実施による海浜地形変化の把握 ※継続的な実施によるデータの蓄積 ※砕波位置の変化など、地形変化に起因する状況変化の確認	表浜全体を対象 汀線・深浅測量：毎年を想定 空中写真：1回/2年を想定 底質調査：1回/5年を想定
A	実態解析・対策の検証	モニタリングに基づく潜堤再配置の検証　及び　沖合施設の状況 沖合流出土砂に留意した土砂収支の把握	–
P	対策立案	表浜全域を対象に長期的な海浜変形予測を実施し、必要な対策を立案	数値予測モデルによる表浜全体の評価
D	侵食対策	当面の目標と侵食対策（サンドバイパス、サンドリサイクル、海食崖の評価）	当面の目標浜幅20mの確保 大まかなスケジュール

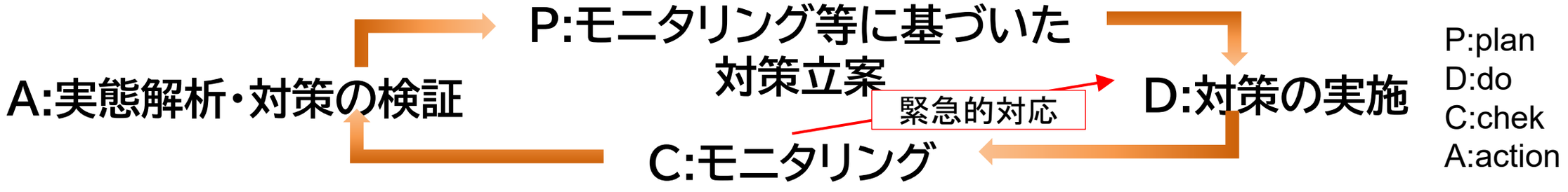

モニタリング等を重視した順応的管理のイメージ

４．渥美半島表浜海岸保全対策検討会の検討結果の報告

（３）気候変動に対応した侵食対策

○モニタリングの充実（汀線・深浅測量案、空中写真案、底質調査案）

目的　⇒地形変化予測モデルの信頼度向上
（将来予測、対策の検討）

⇒

①表浜全体の土砂収支（沿岸漂砂量）の把握
②潜堤再配置の効果・影響の把握

	項目		実施内容	備考（近年の実施状況）
汀線・深浅測量案	考え方	①土砂収支	・現行測線間隔400～1200mに対して測線数を減らすため測線間隔400mの測線は除く ・赤羽根漁港周辺と特徴的な汀線地形の端部と中央	―
		②潜堤再配置区間	既存の測量を生かして最低限の精度を保ち効果・影響を把握するため測線間隔500mとする	―
	実施時期		**毎年、期間：これまでと整合を図り1～2月、若しくは波が比較的穏やかになる3～4月に変更**	潜堤再配置周辺を1～2月に2年に一回
	範囲	①表浜全体(再配置除く)	**20測線（1000～3000m間隔）**	―
		②潜堤再配置区間	**18測線(500m間隔)**	計87測線100m間隔
		岸沖範囲	護岸(T.P.+6m付近)～**T.P.-15m**：1500m程度	護岸(T.P.+6m付近)～T.P.-12m：1000m程度
空中写真案	考え方		・県境から伊良湖岬までの表浜全域の汀線形状を把握	―
	実施時期		2年に1回、現行と同じ頻度、近年と同様に12月	2年に1回、近年12月撮影
	範囲		表浜全域	表浜全域
底質調査案	考え方		・特徴的な汀線地形に1測線 ・断面地形と粒度構成を合わせて評価するため、深浅測量の測線に合わせる	―
	実施時期		5年に1回、深浅測量に近い時期（1月～2月）が望ましい。	H18年以降部分的に数回汀線付近を対象に実施しているが、水深方向では実施されていない。
	範囲	測線	表浜全域対象：10測線	
		岸沖方向	バーム頂（T.P.+2m程度）～T.P.-12m、水深2m間隔（8箇所）	

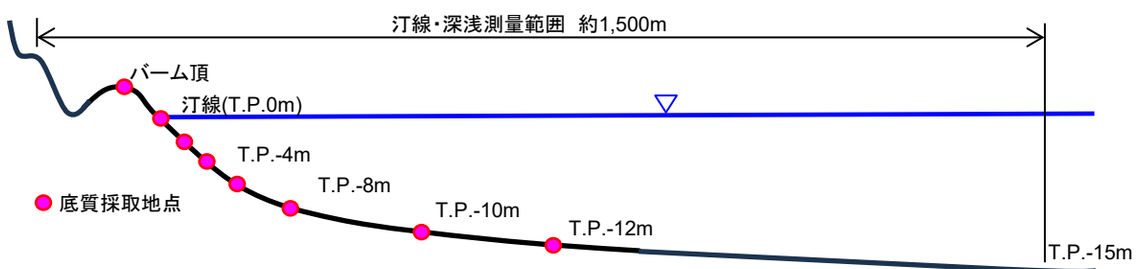

調査位置案

４．渥美半島表浜海岸保全対策検討会の検討結果の報告

（３）気候変動に対応した侵食対策

○モニタリングの充実（深浅測量、底質調査の測線案）

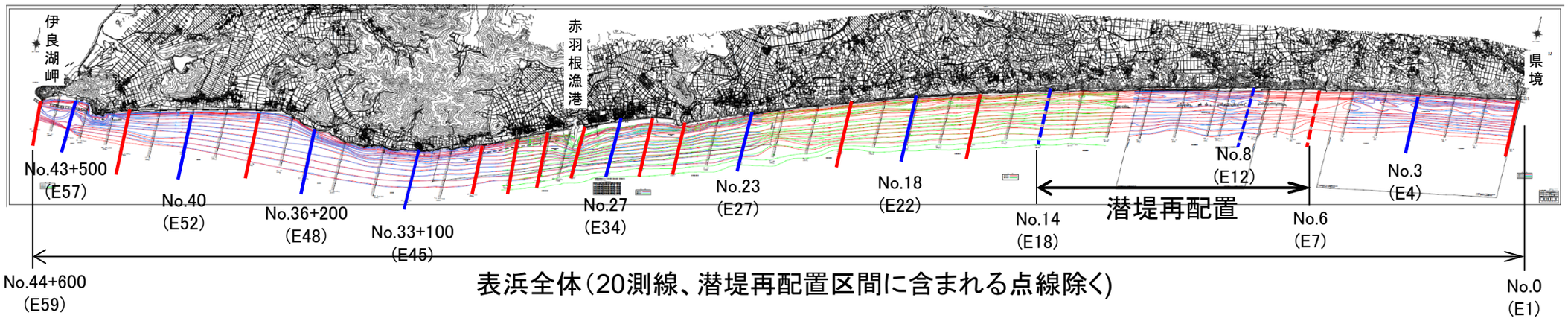

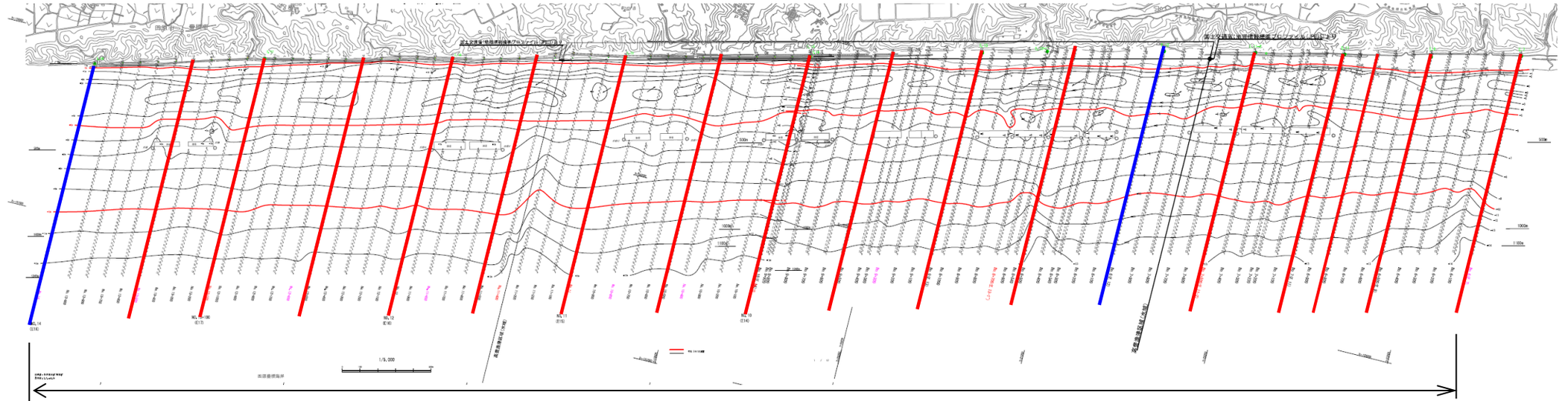

：深浅測量測線　　：深浅測量＋底質調査測線

モニタリング実施測線案

４．渥美半島表浜海岸保全対策検討会の検討結果の報告

（３）気候変動に対応した侵食対策

〇将来の気候変動を踏まえた侵食対策の方向性

〇土砂の流出を抑制し、土砂をバランスよく活用していけば、対応できる可能性がある。
当面は、再配置による効果・影響の状況を評価しながら浜幅20mの確保を目指す。
将来に向かっては、モニタリングや予測モデルの結果を踏まえて、海岸保全区域内の土砂の確保、施設による沿岸漂砂量の軽減や赤羽根漁港浚渫土砂・堆積土砂等を活用したサンドバイパス、サンドリサイクルを図り必要浜幅を確保していく。

浜幅20m未満の面積＝約5万m^2　＜　浜幅20m以上の面積＝約200万m^2

※2022年時点の浜幅

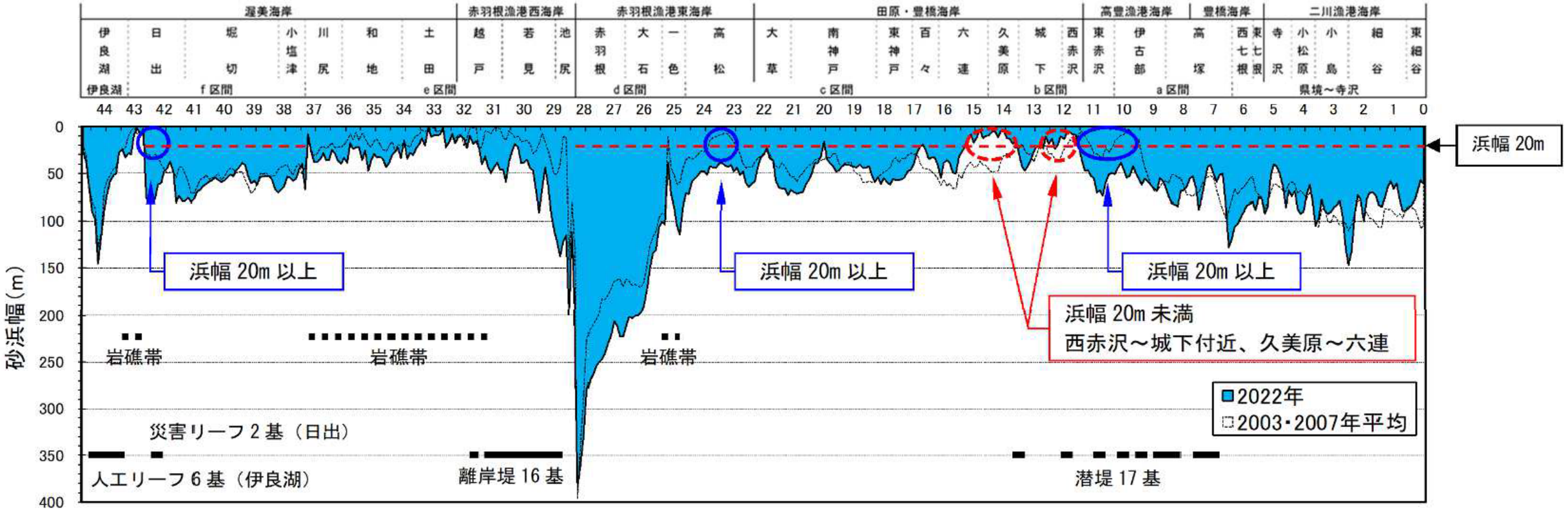

第11回渥美半島表浜海岸保全対策検討会にて提示

5.『海岸保全基本計画』の変更原案について

５．『海岸保全基本計画』の変更原案について

（１）海岸保全に関連する情勢変化

下記に示す、社会情勢や海岸を取り巻く自然特性、社会特性の変化を計画に反映

① 近年の海岸（沿岸域）における国内・国外での主な社会情勢変化

【防護面】

・自然災害の激甚化・頻発化など、気候変動による地球環境の変化

・世界中の様々な研究機関において、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）※1等の気候変動予測の取り組みが進行

・社会インフラの老朽化が進んでおり、適切なインフラ機能の発揮とコスト縮減を両立したインフラメンテナンスが必要

【環境面】

・持続可能な開発目標（SDGs）、国連気候変動枠組条約（COP21）、生物多様性条約（COP15）※2など、世界中が一体となった目標設定

・脱炭素社会、カーボンニュートラルの実現に向けた動きが進行※3

・水環境保全では、水質規制の取組のみならず生物多様性や生物生産性に資する取組を推進

【利用面】

・新型コロナウイルスの影響により沿岸域の利用が制限されていたが、近年は、コロナ前の水準に回復傾向

② 海岸（沿岸域）の保全、自然的特性、社会的特性に関する現況と課題

海岸保全施設の整備状況、災害発生状況、生態系、水質、人口、産業、歴史、景観、交通、観光、学習活動、利便性など

※1 参考資料-3 IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の概要
※2 参考資料-4 COP15（生物多様性条約締約国会議）の概要
※3 参考資料-5 カーボンニュートラルの概要

５．『海岸保全基本計画』の変更原案について

（２）『海岸保全基本計画』の主な変更箇所

■ 三河湾･伊勢湾沿岸

【変更】気候変動を踏まえて海岸保全基本計画を変更する背景や経緯について

：気候変動の影響を踏まえた全体的な変更
：防護に関する変更
：環境に関する変更
：利用に関する変更

赤字：気候変動に関する変更点

三河湾･伊勢湾海岸保全基本計画の目次構成

はじめに
海岸保全計画の策定にあたって
Ⅰ．計画の背景
Ⅰ－１　平成11年海岸法改正の趣旨
Ⅰ－２　平成11年海岸法改正のポイント
Ⅰ－３　平成26年海岸法改正のポイント
Ⅰ－４　令和2年海岸保全基本方針の変更のポイント
Ⅰ－５　海岸保全の計画制度
Ⅱ．海岸保全の実施に向けて
～基本方針及び基本計画の作成～
Ⅱ－１　海岸保全基本方針の概要
Ⅱ－２　海岸保全基本計画の作成
Ⅲ．基本計画の変更にあたって

◆気候変動を踏まえて海岸保全基本計画を変更する経緯を追記

◆1-4 「気候変動を踏まえた海岸保全基本方針の変更について」の項目を追加
〇気候変動に関する動向として、以下のトピックを追記
1. IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の概要
2. 気候変動を踏まえた海岸保全の在り方検討委員会の概要
3. 令和2年気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言の概要
4. 海岸保全基本方針の変更について
5.「気候変動を踏まえた海岸保全施設の計画外力の設定方法等について」の概要

◆気候変動を踏まえた海岸保全対策への転換を示した海岸保全基本方針の変更について追記

◆気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言、海岸保全基本方針の変更を受け、「海岸保全基本計画」を変更することを追記
◆変更にあたり「海岸保全基本計画検討委員会」の開催について追記

５．『海岸保全基本計画』の変更原案について

（２）『海岸保全基本計画』の主な変更箇所

■ 三河湾･伊勢湾沿岸

【変更】気候変動を踏まえたハード対策やソフト対策の現況について

：気候変動の影響を踏まえた全体的な変更
：防護に関する変更
：環境に関する変更
：利用に関する変更

赤字：気候変動に関する変更点

三河湾･伊勢湾海岸保全基本計画の目次構成

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項
- 1．三河湾･伊勢湾沿岸の概要
  - １－１　海岸の概要
  - １－２　海岸整備の経緯
  - １－３　三河湾･伊勢湾の地勢
  - １－４　沿岸の気象
  - １－５　沿岸市町村の人口分布
  - １－６　沿岸域の歴史
  - １－７　沿岸域の地質
- 2．三河湾･伊勢湾沿岸の現況と課題
  - ２－１　防護面から見た現況と課題
  - ２－２　環境面から見た現況と課題
  - ２－３　利用面から見た現況と課題
  - ２－４　沿岸域に対する住民の意識
  - ２－５　三河湾･伊勢湾を考えるキーワード

◆気候変動による影響を考慮した対策への転換、計画外力の設定方法の変更について追記

◆高潮の発生状況を最新の情報に更新

◆将来的な海面上昇や台風の強大化等に対し海岸保全施設の維持･向上の必要性を追記

◆海岸堤防の機能低下に対し、すべての海岸堤防、水門に長寿命化計画を策定し、適切な予防保全型の維持管理の実施を追記

◆砂浜の侵食に対する洗掘対策について追記
- ○洗掘対策の実施、砂浜の侵食への監視の実施を追記

◆地震対策として、海岸保全施設による防護について追記
- ○行動計画に基づき、海岸堤防、水門等の耐震化、津波に対する粘り強い構造の工夫の推進を追記

◆埋立地での地盤の嵩上げ対策の実施を追記

◆防災対策として、以下の取組みの推進を追記
- ○地域防災体制の強化、危機管理対策の推進（津波災害警戒区域等の指定）
- ○水門の自動閉鎖化、BCPの策定など、施設の運用体制の見直し
- ○地域防災訓練の継続的な実施などの防災教育

5．『海岸保全基本計画』の変更原案について

（２）『海岸保全基本計画』の主な変更箇所

■ 三河湾･伊勢湾沿岸

【変更】環境面の現況と課題、環境保全への取組み状況について

：気候変動の影響を踏まえた全体的な変更
：防護に関する変更
：環境に関する変更
：利用に関する変更

赤字：気候変動に関する変更点

三河湾･伊勢湾海岸保全基本計画の目次構成

第１章 海岸の保全に関する基本的な事項
- １．三河湾･伊勢湾沿岸の概要
  - １－１　海岸の概要
  - １－２　海岸整備の経緯
  - １－３　三河湾･伊勢湾の地勢
  - １－４　沿岸の気象
  - １－５　沿岸市町村の人口分布
  - １－６　沿岸域の歴史
  - １－７　沿岸域の地質
- ２．三河湾･伊勢湾沿岸の現況と課題
  - ２－１　防護面から見た現況と課題
  - ２－２　環境面から見た現況と課題
  - ２－３　利用面から見た現況と課題
  - ２－４　沿岸域に対する住民の意識
  - ２－５　三河湾･伊勢湾を考えるキーワード

◆干潟･浅場等の保全･復元の取組みについて以下を追記
- ○干潟造成やヨシ原･砂州や河口干潟再生事業の実施
- ○気候変動による環境変化についてモニタリングの必要性

◆外来生物ヒガタアシの根絶に成功したことを追記

◆関連市町村で景観計画を策定し、海岸景観に配慮した海岸保全施設の整備の推進を追記

◆水質の経年変化について更新
- ○水質は改善傾向だが、貝類資源の減少やノリの色落ちの課題の発生を追記
- ○課題解消を目的に、下水道放流水のリンや窒素を増加させる社会実験の実施や、効果検証を行い栄養塩管理のあり方を検討していることを追記

◆海岸への漂着物について、流木発生時に活用できる制度の紹介や関係機関の連携について追記

◆地域住民･民間団体による保全活動の状況を更新

◆関連計画･法規制について更新
- ○あいちのみどり2025
- ○あいち生物多様性戦略2030
- ○愛知県　愛知地球温暖化防止戦略2030（改訂版）　等

５．『海岸保全基本計画』の変更原案について

（２）『海岸保全基本計画』の主な変更箇所

■ 三河湾･伊勢湾沿岸

【変更】利用面の現況と課題、利用推進への取組み状況について

：気候変動の影響を踏まえた全体的な変更
：防護に関する変更
：環境に関する変更
：利用に関する変更

赤字：気候変動に関する変更点

三河湾･伊勢湾海岸保全基本計画の目次構成

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項
- 1．三河湾･伊勢湾沿岸の概要
  - １－１　海岸の概要
  - １－２　海岸整備の経緯
  - １－３　三河湾･伊勢湾の地勢
  - １－４　沿岸の気象
  - １－５　沿岸市町村の人口分布
  - １－６　沿岸域の歴史
  - １－７　沿岸域の地質
- 2．三河湾･伊勢湾沿岸の現況と課題
  - ２－１　防護面から見た現況と課題
  - ２－２　環境面から見た現況と課題
  - ２－３　利用面から見た現況と課題
  - ２－４　沿岸域に対する住民の意識
  - ２－５　三河湾･伊勢湾を考えるキーワード

◆沿岸域の漁業について、以下の取組みを追記
- ○漁港･漁場利用の促進のため、水産物流通の拠点漁港の整備
- ○耐震･耐津波機能を強化する機能強化工事
- ○漁港の長寿命化のための機能保全工事

◆港湾活動について、親水空間の整備の実施を追記

◆各港湾について、BCPの策定状況を更新

◆レクリエーション活動について、コロナ禍を経た利用者数の推移を追記
- ○観光施設の利用者数は減少後、回復傾向にある

◆利便性の不足について、以下の取組みを追記
- ○海岸の緑地整備や親水性のある緩傾斜護岸などの整備
- ○人工海浜の整備やユニバーサルデザインの推進

◆沿岸域の防護、環境、利用に関するキーワードの追記
- ○防護･環境･利用面それぞれの気候変動による海面上昇に伴う変化について
- ○生物多様性について
- ○コロナ禍を経た利用について
- ○施設のユニバーサルデザインについて

5．『海岸保全基本計画』の変更原案について

（２）『海岸保全基本計画』の主な変更箇所

■ 三河湾･伊勢湾沿岸

【変更】気候変動を踏まえた施設整備目標と施策について

：気候変動の影響を踏まえた全体的な変更
：防護に関する変更
：環境に関する変更
：利用に関する変更

赤字：気候変動に関する変更点

三河湾･伊勢湾海岸保全基本計画の目次構成

第１章 海岸の保全に関する基本的な事項

３．海岸の保全の方向に関する事項

- ３－１　三河湾･伊勢湾沿岸の長期的なあり方
- ３－２　海岸の防護に関する事項
- ３－３　海岸環境の整備及び保全に関する事項
- ３－４　海岸における公衆の適正な利用に関する事項
- ３－５　沿岸保全の施策の実施に向けて
- ３－６　地域特性に応じた海岸保全の方向性

◆沿岸保全における基本理念として、気候変動による影響を考慮した防護水準の設定及び海岸保全施設の整備がもとめられることを追記

◆海岸の防護目標について海岸保全基本方針の変更を反映

【高潮対策の目標（施設整備目標）】

〇昭和28年13号台風･伊勢湾台風規模の台風を基本に、気候変動により強大化した場合の高潮潮位･波高から防護する

〇気候変動による海面上昇、施設の耐用年数を踏まえる

【地震津波対策の目標（施設整備目標）】

〇気候変動による海面上昇、施設の耐用年数を踏まえる

【海岸侵食対策の目標】

〇気候変動の影響の予測や、モニタリングによる対策による効果の確認し、次の対策を検討する「順応的砂浜管理」を行う

５．『海岸保全基本計画』の変更原案について

（２）『海岸保全基本計画』の主な変更箇所

■ 三河湾･伊勢湾沿岸

【変更】気候変動を踏まえた施設整備目標と施策について

：気候変動の影響を踏まえた全体的な変更
：防護に関する変更
：環境に関する変更
：利用に関する変更

赤字：気候変動に関する変更点

三河湾･伊勢湾海岸保全基本計画の目次構成

第１章 海岸の保全に関する基本的な事項
　３．海岸の保全の方向に関する事項
　　３－１　三河湾･伊勢湾沿岸の長期的なあり方
　　３－２　海岸の防護に関する事項
　　３－３　海岸環境の整備及び保全に関する事項
　　３－４　海岸における公衆の適正な利用に関する事項
　　３－５　沿岸保全の施策の実施に向けて
　　３－６　地域特性に応じた海岸保全の方向性

◆海岸の防護の目標を達成するための施策に以下を追記
〇高潮災害への対策として、気候変動の影響に対し、海岸保全施設等の防護機能の維持･向上を図る
〇海岸侵食への対策として、モニタリングに基づき対策を実施する「順応的砂浜管理」を行う
〇総合的な危機管理対策の推進として、関係機関と連携して気候変動による地域のリスクの将来変化等の情報提供をし、地域住民の防災意識の向上及び防災知識の普及を図る

５．『海岸保全基本計画』の変更原案について

（２）『海岸保全基本計画』の主な変更箇所

■ 三河湾・伊勢湾沿岸

【変更】近年の情勢の変化を踏まえた環境・利用の目標について

：気候変動の影響を踏まえた全体的な変更
：防護に関する変更
：環境に関する変更
：利用に関する変更

赤字：気候変動に関する変更点

三河湾・伊勢湾海岸保全基本計画の目次構成

第１章 海岸の保全に関する基本的な事項
　３．海岸の保全の方向に関する事項
　　３－１　三河湾・伊勢湾沿岸の長期的なあり方
　　３－２　海岸の防護に関する事項
　　３－３　海岸環境の整備及び保全に関する事項
　　３－４　海岸における公衆の適正な利用に関する事項
　　３－５　沿岸保全の施策の実施に向けて
　　３－６　地域特性に応じた海岸保全の方向性

◆海岸環境の整備及び保全の施策として、以下の内容を追記
〇気候変動に伴う環境変化についてモニタリングを推進する
〇「30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標」に則り、国立公園などの保護地域の保全と管理の質の向上や、保護地域以外での生物多様性に資する地域の関係者と連携する
〇藻場・干潟の造成等により海の生物の作用で海中に炭素が取り込まれる「ブルーカーボン」の創出に向けた検討や取組に協力

◆海岸における公衆の適正な利用の施策として、以下の内容を追記
〇様々な海岸利用者の共存について、多様な主体による観光活動、レクリエーション活動、文化活動に対し、取組の連携、支援を行う

5．『海岸保全基本計画』の変更原案について

（２）『海岸保全基本計画』の主な変更箇所

■ 三河湾･伊勢湾沿岸

【変更】気候変動や近年の情勢の変化を踏まえた整備の考え方について

：気候変動の影響を踏まえた全体的な変更
：防護に関する変更
：環境に関する変更
：利用に関する変更

赤字：気候変動に関する変更点

三河湾･伊勢湾海岸保全基本計画の目次構成

第2章　海岸保全施設の整備に関する基本的な事項（愛知県）

1．海岸保全施設の整備の考え方

- １－１　防護面について
- １－２　環境面について
- １－３　利用面について

2．地域の特性に応じた整備方針

- ２－１　エリアの設定
- ２－２　整備方針

◆海岸施設の概況（経緯）について、老朽化や背後状況の変化、気候変動の影響により施設整備目標の見直しの必要を追記

◆防護目標について以下について更新

【高潮】

〇初期潮位　『台風期平均満潮位』から『朔望平均満潮位』に変更し、これに気候変動による海面上昇量を考慮

〇高潮偏差　『伊勢湾台風規模の高潮偏差』から『伊勢湾台風規模に気候変動による台風中心気圧の低下を考慮した高潮偏差』に変更

【津波】

〇気候変動による海面上昇を考慮

◆海岸整備の取り組み方について、外力の長期的変化、施設耐用年数、余裕高、背後地の重要度を考慮して段階的な整備目標を設定し、新たな知見が出てきた段階で随時計画を見直すことを追記

◆環境面について、「30by30目標」に則り国立公園などの保護地域の保全と管理の質の向上や、保護地域以外での生物多様性に資する地域の関係者と協力し取り組むことを追記

◆利用面について、ユニバーサルデザインを考慮した施設について追記

５．『海岸保全基本計画』の変更原案について

（２）『海岸保全基本計画』の主な変更箇所

■ 三河湾・伊勢湾沿岸

【変更】気候変動を踏まえた施設整備計画と今後の取り組み方針について

：気候変動の影響を踏まえた全体的な変更
：防護に関する変更
：環境に関する変更
：利用に関する変更

赤字：気候変動に関する変更点

三河湾・伊勢湾海岸保全基本計画の目次構成

第2章　海岸保全施設の整備に関する基本的な事項（愛知県）

３．施設整備計画

３－１　海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域

３－２　海岸保全施設の種類・規模及び配置

３－３　海岸保全施設による受益の地域及びその状況

３－４　海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

４．今後の取り組み方針

◆海岸保全施設を新設または改良しようとする区域について、段階的に海岸保全施設を整備しようとする区域を166から181地区に更新

◆海岸保全施設の種類・規模及び配置について、気候変動に伴う外力変化の時系列を考慮した施設整備目標の設定が必要となることを追記

◆海岸保全施設による受益の地域及びその状況について、気候変動の影響を考慮した地域となることを追記

◆海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項について、点検又は修繕に関する記録の作成及び保全を適切に行うことを追記

◆ゾーン別の整備方針及び施設整備計画を更新

◆人口減少・少子高齢化等の社会構造の変化を把握していくことを、海岸保全基本計画を適宜見直していく事由として追記

５．『海岸保全基本計画』の変更原案について

（２）『海岸保全基本計画』の主な変更箇所

■ 遠州灘沿岸

【変更】気候変動を踏まえて海岸保全基本計画を変更する背景や経緯について

：気候変動の影響を踏まえた全体的な変更
：防護に関する変更
：環境に関する変更
：利用に関する変更
赤字：気候変動に関する変更点

遠州灘沿岸海岸保全基本計画の目次構成

はじめに
遠州灘沿岸海岸保全基本計画の策定にあたって
遠州灘沿岸海岸保全基本計画の変更にあたって
気候変動を踏まえた海岸保全の取組

第1章　海岸の保全に関する基本的な事項
　1．海岸の現況及び保全の方向に関する事項
　　1－1　遠州灘沿岸の現状
　　（1）自然的特性
　　（2）社会的特性
　　（3）海岸保全の現状
　　（4）地域の要請
　　（5）関連計画等
　　1－2　沿岸の長期的なあり方
　　（1）現状特性と基本方向
　　（2）沿岸における課題
　　（3）基本方針

◆気候変動を踏まえて海岸保全基本計画を変更する経緯を追記

◆気候変動を踏まえた海岸保全の取組として以下の内容を追加
1. IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の概要
2. 気候変動を踏まえた海岸保全の在り方検討委員会の概要
3. 令和2年気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言ポイント
4. 海岸保全基本方針の変更について
5.「気候変動を踏まえた海岸保全施設の計画外力の設定方法等について」の概要

◆海岸、海域の動植物、生物について最新の情報に更新

◆観光・レクリエーションについて、コロナ禍を経た利用者数の推移を追記

◆環境保全面での取り組みとして、流木発生時に制度を活用して撤去した事例を紹介、今後も適切に対処することを追記

◆アカウミガメの保護活動について、県内企業や関連市町村による取組みを追記

５．『海岸保全基本計画』の変更原案について

（２）『海岸保全基本計画』の主な変更箇所

■ 遠州灘沿岸

【変更】気候変動を踏まえたハード対策やソフト対策の現況について

遠州灘沿岸海岸保全基本計画の目次構成

はじめに
遠州灘沿岸海岸保全基本計画の策定にあたって
遠州灘沿岸海岸保全基本計画の変更にあたって
気候変動を踏まえた海岸保全の取組

第1章　海岸の保全に関する基本的な事項
　1．海岸の現況及び保全の方向に関する事項
　　1－1　遠州灘沿岸の現状
　　（1）自然的特性
　　（2）社会的特性
　　（3）海岸保全の現状
　　（4）地域の要請
　　（5）関連計画等
　　1－2　沿岸の長期的なあり方
　　（1）現状特性と基本方向
　　（2）沿岸における課題
　　（3）基本方針

：気候変動の影響を踏まえた全体的な変更
：防護に関する変更
：環境に関する変更
：利用に関する変更
赤字：気候変動に関する変更点

◆津波災害警戒区域の指定について追記

◆侵食対策として潜堤の再配置とモニタリングについて追記

◆海岸保全施設の整備状況として以下の内容を追記
〇海岸堤防、水門の耐震化を推進
〇粘り強い構造の緑の防潮堤の整備を推進し、将来を見据えて効果の高い樹種を選定し植樹する
〇赤羽根漁港海岸で防潮堤の整備を実施

◆関連計画等について更新
〇あいちビジョン2030　～暮らし・経済・環境が調和した輝くあいち～危機を乗り越え、愛知の元気を日本の活力に～

◆沿岸における課題に海岸保全基本方針と関連計画の変更の内容を反映

◆基本方針に以下の内容を追記
〇モニタリングに基づく順応的砂浜管理の推進
〇気候変動の影響を考慮した海岸保全施設の整備の推進
〇生物多様性の推進
〇ユニバーサルデザインの推進

５．『海岸保全基本計画』の変更原案について

（２）『海岸保全基本計画』の主な変更箇所

■ 遠州灘沿岸

【変更】気候変動を踏まえた施設整備目標と施策について

：気候変動の影響を踏まえた全体的な変更
：防護に関する変更
：環境に関する変更
：利用に関する変更
赤字：気候変動に関する変更点

遠州灘沿岸海岸保全基本計画の目次構成

第1章　海岸の保全に関する基本的な事項
2. 海岸の防護に関する事項
　２－１　海岸の防護の目標
　　（1）防護すべき地域
　　（2）防護水準
　２－２　海岸の防護の目標を達成するための施策
3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項
　３－１　海岸環境の整備及び保全のための施策
4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項
　４－１　公衆の適正な利用を促進するための施策
5. 整備の方向
　５－１　砂浜の保全方策
　５－２　エリア区分と整備の方向

◆海岸の防護の目標について海岸保全基本方針の変更を反映
【地震津波対策の目標（施設整備目標）】
〇気候変動による海面上昇、施設の耐用年数を踏まえる
【高潮対策の目標（施設整備目標）】
〇昭和28年13号台風・伊勢湾台風規模の台風を基本に、気候変動により強大化した場合の高潮潮位・波高から防護する
〇気候変動による海面上昇、施設の耐用年数を踏まえる
【海岸侵食対策の目標】
〇将来的な気候変動や人為的改変による影響等も考慮し、モニタリングに基づき対策を実施する「順応的砂浜管理」を行う
〇気候変動に関する最新の知見を常に取り込み、継続的に対応方針を更新していく仕組みや体制を構築する

5．『海岸保全基本計画』の変更原案について

（２）『海岸保全基本計画』の主な変更箇所

■ 遠州灘沿岸

【変更】気候変動を踏まえた施設整備目標と施策について

遠州灘沿岸海岸保全基本計画の目次構成

第1章　海岸の保全に関する基本的な事項

2. 海岸の防護に関する事項
- 2－1　海岸の防護の目標
  - (1)防護すべき地域
  - (2)防護水準
- 2－2　海岸の防護の目標を達成するための施策

3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項
- 3－1　海岸環境の整備及び保全のための施策

4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項
- 4－1　公衆の適正な利用を促進するための施策

5. 整備の方向
- 5－1　砂浜の保全方策
- 5－2　エリア区分と整備の方向

：気候変動の影響を踏まえた全体的な変更
：防護に関する変更
：環境に関する変更
：利用に関する変更

赤字：気候変動に関する変更点

◆海岸の防護の目標を達成するための施策に以下を追記
- ○海岸保全施設の整備に関して、気候変動の影響による平均海面水位の上昇や台風の強大化などの外力の長期変化にも段階的に対応していく
- ○砂浜の保全回復の推進に際し、「順応的砂浜管理」を行い、対応方針を更新していく仕組みや体制を構築する
- ○危機管理対策の推進として「地域防災計画」の策定や避難確保計画の作成、関係機関と連携して防災情報の提供や災害時の対応方法を周知する等を推進する

５．『海岸保全基本計画』の変更原案について

（２）『海岸保全基本計画』の主な変更箇所

■ 遠州灘沿岸

【変更】近年の情勢の変化を踏まえた環境・利用の目標について

：気候変動の影響を踏まえた全体的な変更
：防護に関する変更
：環境に関する変更
：利用に関する変更
赤字：気候変動に関する変更点

遠州灘沿岸海岸保全基本計画の目次構成

第１章　海岸の保全に関する基本的な事項
２．海岸の防護に関する事項
２－１　海岸の防護の目標
（１）防護すべき地域
（２）防護水準
２－２　海岸の防護の目標を達成するための施策
３．海岸環境の整備及び保全に関する事項
３－１　海岸環境の整備及び保全のための施策
４．海岸における公衆の適正な利用に関する事項
４－１　公衆の適正な利用を促進するための施策
５．整備の方向
５－１　砂浜の保全方策
５－２　エリア区分と整備の方向

◆海岸環境の整備及び保全のための施策に以下の内容を追記
〇持続可能な海岸利用および生物多様性の保全
〇気候変動に伴う影響の把握

◆砂浜の保全方策の基本的（長期的）な方策に海岸地形のモニタリングの充実や沿岸漂砂による長期的な地形変化に対する気候変動の影響予測を行うことを追記

5．『海岸保全基本計画』の変更原案について

（２）『海岸保全基本計画』の主な変更箇所

■ 遠州灘沿岸

【変更】気候変動を踏まえた整備の考え方について

遠州灘沿岸海岸保全基本計画の目次構成

第2章　海岸保全施設の整備に関する基本的な事項
（愛知県）

1．海岸保全施設の新設又は改良に関する事項
（1）海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域
（2）海岸保全施設の種類、規模及び配置等
（3）海岸保全施設による受益の地域及びその状況
2．海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項
3．今後の取組方針

：気候変動の影響を踏まえた全体的な変更
：防護に関する変更
：環境に関する変更
：利用に関する変更
赤字：気候変動に関する変更点

◆防護目標について以下について更新

【高潮】
〇初期潮位　『台風期平均満潮位』から『朔望平均満潮位』に変更し、これに気候変動による海面上昇量を考慮
〇高潮偏差　『伊勢湾台風規模の高潮偏差』から『伊勢湾台風規模に 気候変動による台風中心気圧の低下を考慮した高潮偏差』に変更

【津波】
〇気候変動による海面上昇を考慮

◆海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域について、侵食対策の内容を更新
〇対策を実施後にモニタリングを行い、必要に応じて対策を見直していくといった、モニタリング等を重視した「順応的砂浜管理」を行う
〇気候変動に関する最新の知見を取り込み、継続的に対応方針を更新していく仕組みや体制を構築していく

５．『海岸保全基本計画』の変更原案について

（２）『海岸保全基本計画』の主な変更箇所

■ 遠州灘沿岸

【変更】維持または修繕に関する事項の更新と今後の取り組み方針について

：気候変動の影響を踏まえた全体的な変更
：防護に関する変更
：環境に関する変更
：利用に関する変更
赤字：気候変動に関する変更点

遠州灘沿岸海岸保全基本計画の目次構成

第2章　海岸保全施設の整備に関する基本的な事項
（愛知県）
1．海岸保全施設の新設又は改良に関する事項
（1）海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域
（2）海岸保全施設の種類、規模及び配置等
（3）海岸保全施設による受益の地域及びその状況
2．海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項
3．今後の取組方針

◆海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項について、点検又は修繕に関する記録の作成及び保全を適切に行うことを追記

◆人口減少・少子高齢化等の社会構造の変化を把握していくことを、海岸保全基本計画を適宜見直していく事由として追記

6. 今後の予定

６．今後の予定

計画変更までの流れ

■ 今後の事務手続き等

○ 隣県との調整

【三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画】：三重県との調整
【遠州灘沿岸海岸保全基本計画】：静岡県との調整

○ 関係市町村及び関係海岸管理者の意見聴取（法第二条の三 第三項）

【関係市町村】：変更案について意見聴取
【海岸管理者】：変更案について意見聴取

○ 関係住民の意見聴取（法第二条の三 第四項）

上記における意見内容を踏まえた
『最終変更（案）』を
委員 に報告

○公表（告示）、大臣提出（法第二条の三 第六項）

※ 公表に際しては隣県と連名